

## 第1章 刑事弁護に関する活動

弁護士の職務は、広範な領域にわたり、さらに拡大しつつあるが、その中で刑事弁護に関する活動は、弁護士のみ認められた重要な活動の一つである。

近年、裁判員制度の実施を始めとする一連の刑事司法改革により、刑事弁護実務にも様々な変革が生じつつある。以下、弁護士の刑事弁護への取組を概観する。

### 第1節 当番弁護士制度と被疑者国選弁護制度

#### 1 当番弁護士制度と被疑者国選弁護制度の概要

当番弁護士制度は、逮捕されて身体を拘束された被疑者やその親族などから要請があった場合に、弁護士会が弁護士を派遣する制度である。原則として要請があったその日のうちに弁護士が接見に赴き、初回接見には無料で対応する。

2006年9月までは、被疑者段階における国選弁護制度がなかったため、当番弁護士として接見した後に弁護活動を行うためには、私選弁護人として被疑者から選任を受ける必要があった。その際、被疑者に報酬を支払う資力がない場合には、刑事被疑者弁護援助制度を利用することができるが、同制度は、日弁連及び弁護士会が自主財源で行う事業であり、国選弁護制度の被疑者段階への拡大が望まれていた。

そして、2006年10月から、法定合議事件等について被疑者国選弁護制度が導入され、2009年5月には対象事件がいわゆる必要的弁護事件まで拡大された。

被疑者段階を含む国選弁護制度における国選弁護人選任までの手続と当番弁護士制度や私選弁護人選任申出制度との連関を示したのが、140頁のチャート図である。それぞれの制度の概要は、次のとおりである。

#### 1. 被疑者国選弁護制度

選任は、勾留段階から（逮捕段階には国選弁護制度はない）。

対象事件は、限定されている。

第1段階（2006年10月から実施）の対象事件は、死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件について被疑者に対して勾留状が発せられている場合であったが、第2段階（2009年5月から実施）の対象事件は、死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件について被疑者に対して勾留状が発せられている場合に拡大された。

私選が原則で、国選は補完的な位置づけとなっている。

「貧困その他の事由により弁護人を選任できない」ことを確認するための手続を経る必要がある。

基準以上の資力をもつ者は、あらかじめ弁護士会への私選申出（私選弁護人選任の申出をすること）が必須となる。資力基準は、預貯金等含み50万円。

資力が基準未満の者は、直接、裁判所に国選弁護人選任請求をする。

勾留質問時に、弁護人選任に関する審査を行うのが理想なので、勾留質問以前に私選弁護人を選任するか否かが決まっていることが望ましい。

被疑者・被告人が利用しやすいように、逮捕段階から制度を教示することが望ましい。

## 2. 私選弁護人選任申出制度

改正刑事訴訟法第36条の3第1項及び第37条の3第2項により、「弁護士会に対する私選弁護人選任の申出」が新たに国選弁護人の選任手続に組み込まれたので、基準以上の資力をもつ被疑者及び必要的弁護事件以外の被告人は、あらかじめ弁護士会に私選申出をすることが必須となっている。

## 3. 当番弁護士制度と私選弁護人選任申出制度の関係

当番弁護士による法的助言とは別に私選弁護人選任申出制度を設けると、二度手間になり手続が煩瑣になるので、当番弁護士制度に刑事訴訟法が規定した私選弁護人選任申出制度の機能を併せ持たせて一元化している弁護士会が多い。

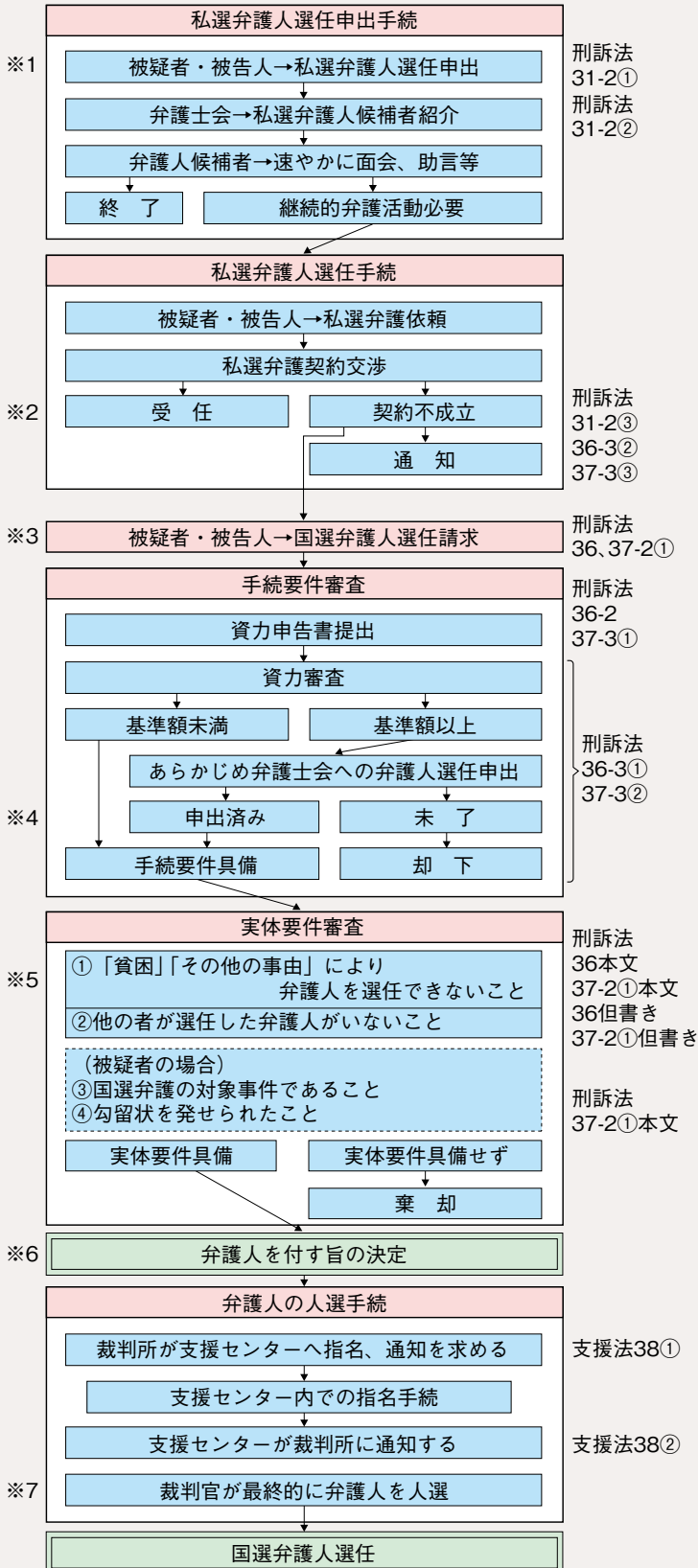
## 4. 即決裁判手続と国選弁護制度

「死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件」以外で、事案が明白かつ軽微である等の事情を考慮し相当と認める事件については、検察官が、即決裁判手続の申立てをすることができる。但し、即決裁判は被疑者の同意がなければこれを行うことができない。

被疑者は、即決裁判手続に同意するか否かを明らかにしようとする場合には、国選弁護人の選任を請求することができる。その際に、資力が基準額以上である被疑者は、あらかじめ弁護士会に私選弁護人の選任を申し出なければならない。

なお、被告人段階では、裁判所はできる限り速やかに、職権で弁護人を付さなければならない。公判は必要的弁護である。

## ■ 国選弁護人選任手続の流れ ■



- ※1 私選弁護人を依頼したい被疑者、被告人や、国選弁護人を請求したいが、基準額以上の資力がある被疑者、被告人は、この手続から開始する。ただし、資力が基準額未満の者は、私選弁護人の選任申出をしても費用不足により弁護人を選任できないと推定されるので、選任申出の手続を省略することとした。
- ※2 弁護士会から紹介された私選弁護人候補者は、弁護報酬が合意できない等の合理的な理由があれば、私選受任を断ることが可能。あくまでも「私選」であるから、契約自由の原則が妥当する。
- ※3 資力が基準額未満の被疑者、被告人は、この段階から手続を開始することが可能。
- ※4 あらかじめ弁護士会に私選弁護人選任の申出をしたことにより、手続要件を満たす。選任の申出をしたのに、受任してもらえなかったことは実体要件の問題になる。
- ※5 資力が基準額未満で手続要件をクリアした被疑者、被告人は、通常は、「貧困により弁護人を選任できない」として実体要件もクリアする場合が多い。弁護士会に私選弁護人選任の申出をしたことで手続要件をクリアした被疑者、被告人は、弁護士会に申出したのに現実に私選弁護人を選任できなかったことから、通常は、「その他の事由により弁護人を選任できない」として実体要件をクリアする場合が多い。
- ※6 被疑者、被告人の請求による場合ではなく、必要的弁護（289条等）あるいは職権による選任（37条、37条の4等）の場合は、この段階から開始される。
- ※7 裁判官は、日本司法支援センターの指名、通知を参考に国選弁護人の人選を行い、選任命令を発する。

【注】「刑訴法」と記載しているのは、刑事訴訟法のことであり、「支援法」と記載しているのは、総合法律支援法のことである。